

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する流し網漁業（大目流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）8 月 15 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	大目流し 網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	5 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し 網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	12 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し 網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	4 隻	1 葦北郡芦北町大字計石、 大字女島、大字宮崎に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	大目流し 網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	3 隻	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月17日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和7年（2025年）12月1日から令和10年（2028年）11月30日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。

ウ 網目の大きさは、9センチメートル以上でなければならない。

エ 網丈は、10メートルを超えてはならない。

オ 網地は、一重でなければならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年（2023年）9月1日に免許されたものとする。

別記 1

操 業 区 域	漁 業 時 期
不知火海 1 次のア、イ、ウの各点を順次に結んだ線以南の不知火海 ア 上天草市松島町下大戸鼻 イ 八代市大築島西端 ウ 八代市日奈久馬越町鳩山	12月1日から翌年3月31日までの期間内
2 葦北郡津奈木町大門崎から天草市御所浦町嵐口崎を見通した線（延長線を含む）以南の不知火海	4月1日から11月30日までの期間内 ただし、6月1日から7月31日までを除く
3 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線以南の不知火海 ア 葦北郡津奈木町大門崎 イ アの点と天草市御所浦町桃木鼻を結ぶ線と鹿児島県桂島と上天草市龍ヶ岳町琵琶ノ首から葦北郡芦北町御立岬（只崎）を見通し琵琶の首から1,200メートルの点を結ぶ線（A線）との交点 ウ アの点と天草市御所浦町嵐口崎を結ぶ線とA線との交点 エ 天草市御所浦町嵐口崎	6月1日から7月31日までの期間内